

富士宮市民芸術祭舞台部門への出演に関する基準

1 共演開催の原則

富士宮市民芸術祭舞台部門（以下「芸術祭舞台部門」という。）は、多種多様な舞台芸術活動団体（以下「団体」という。）が一堂に会し、その鑑賞機会を市民に提供することを目的としているため、複数の団体によって形成された部門が、他の部門と共演して開催することを原則とする。

2 団体登録

芸術祭舞台部門に出演できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とし、富士宮市民芸術祭舞台部門団体登録申込書（第1号様式）に団体加入者名簿を添えて、あらかじめ富士宮市教育委員会（以下「委員会」という。）に登録しておかなければならない。

- (1) 加入者の過半数を富士宮市在住者が占めること。
- (2) 加入者が概ね5人以上であること。
- (3) 主たる活動の場が富士宮市であること。
- (4) 登録を申請した日の前3か年の間に、団体としての公演実績又は富士宮市における公的行事への参加実績があること。

3 届出の義務

芸術祭舞台部門への出演を登録した団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じたとき又は登録を抹消したいときは、富士宮市民芸術祭舞台部門団体登録（変更・抹消）届（第2号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。

4 出演手続

当該年度に開催される芸術祭舞台部門への出演を希望する登録団体は、指定された期日までに、富士宮市民芸術祭舞台部門出演申込書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

5 新規登録団体の出演制限

- (1) 市民芸術祭舞台部門への出演は、前年度10月31日までに登録した団体とする。
- (2) 新たな登録団体は、登録後最初の芸術祭舞台部門においては運営

に協力する団体とし、2回目の芸術祭舞台部門から出演できるものとする。

6 出演団体の責務

- (1) 芸術祭舞台部門の実行委員に選出された団体の代表者は、実行委員会の企画及び運営に参画しなければならない。
- (2) 団体の代表者及び加入者は、ポスター、チラシ及びプログラムの掲示、配布等広報活動に協力しなければならない。
- (3) 団体の代表者は、市民文化会館舞台スタッフとの舞台構成に関する事前打合せに出席しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
(富士宮市民芸術祭舞台部門参加基準の廃止)
- 2 富士宮市民芸術祭舞台部門参加基準は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この基準の施行の際、廃止した富士宮市民芸術祭舞台部門参加基準に基づき、現に芸術祭舞台部門への参加を登録していた団体については、第5項の規定は適用しない。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。